

半田市預かり保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）及び半田市立認定こども園（以下「こども園」という。）において、教育課程に係る教育時間の終了後及び長期休園期間中に、希望する者を対象に行う保育（以下「預かり保育」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び定員)

第2条 この事業の対象者は、幼稚園在園児及びこども園に在園する短時間利用児（以下「こども園短時間利用児」という。）とする。

2 前項に規定する対象者のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定（以下「新2号認定」という。）を受けていない者は、保育実施日のみ利用できるものとする。

3 この事業の定員は、各園1日につき15名までとする。

(実施日)

第3条 預かり保育の実施日は、幼稚園在園児及びこども園短時間利用児の保育実施日並びに長期休園期間中の平日とする。ただし、幼稚園又はこども園の行事等の都合により預かり保育が実施できない場合はこの限りでない。

(利用開始日)

第4条 預かり保育の利用開始日は、毎年4月の最初の平日とする。

2 新2号認定を受けていない者は、給食開始日から利用できるものとする。

3 保育所型認定こども園に在園する短時間利用児は、別に園長が定めた日から利用できるものとする。

(預かり保育時間及び預かり保育料)

第5条 預かり保育時間並びに幼稚園在園児及びこども園短時間利用児1人当たりの預かり保育料は、別表第1に定めるものとする。

(利用条件)

第6条 預かり保育を利用できるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 家族の通院、看護、介護等により家庭での保育が困難な場合
 - (2) 保護者の家事以外の就労又は就学により家庭での保育が困難な場合
 - (3) その他園長が必要と認めた場合
- (利用申込み及び取消し)

第7条 預かり保育の利用を希望する保護者は、預かり保育申込書（様式第1）を園長に提出しなければならない。

2 園長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、預かり保育の利用を決定したときは、預かり保育決定通知書兼領収書（様式第2）により、保護者に通知するものとする。

3 保護者は、申込み後に預かり保育の必要がなくなった場合は、速やかに預かり保育取消届兼預かり保育料還付領収書（様式第3）を園長に提出しなければならない。

4 園長は、前項の届出があったときは、その内容を確認し、先に納付のあった預かり保育料のうち、当該利用取消しに係る分を還付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

種別	預かり時間	預かり保育料 (1回)
幼稚園在園児 及び こども園 短時間利用児 (幼稚園型)	通常保育終了後から午後5時まで	500円
こども園 短時間利用児 (保育所型)	通常保育終了後から午後4時00分まで	500円

(様式第1)

年 月 日

預かり保育申込書

半田市立

園長殿

保護者氏名

預かり保育を希望しますので、下記により現金を添えて申込みます。

園児氏名															年少	・	年中	・	年長											
利用日 及び日数	月 (利用日数 日)																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
預かり 保育料	(幼稚園)																													
	500円× 日																													
	(幼稚園型認定こども園)																													
	500円× 日																													
申込理由	(保育所型認定こども園)																													
	500円× 日															計 円														
	1 家族の通院、看護、介護等により家庭での保育が困難のため 2 保護者の家事以外の就労又は就学により家庭での保育が困難のため 3 その他 ()																													
緊急時の 連絡先	第1連絡先										第2連絡先																			
	氏名					続柄					氏名			続柄																
	()										()																			
	TEL (自宅・勤務先・携帯電話・その他)										TEL (自宅・勤務先・携帯電話・その他)																			
アレルギーの有無 なし ・ あり ()																														

(きりとり)

(様式第2)

年 月 日

預かり保育決定通知書兼領収書

様

利用日 及び日数	月 (利用日数 日)																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

上記のとおり、預かり保育の利用を決定し、預かり保育料 円を領収しました。

半田市立

園長

(様式第3)

年 月 日

預かり保育取消届兼預かり保育料還付領収書

半田市立

園長殿

保護者氏名

(預かり保育取消届)

預かり保育の利用が決定している下記の日程について、保育の必要がなくなりましたので申込みを取消します。

園児氏名		年少	・	年中	・	年長																									
利用取消日 及び日数	月(取消日数 日)																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
預かり 保育料	(幼稚園)	500円× 日																													
	(幼稚園型認定こども園)	500円× 日																													
	(保育所型認定こども園)	500円× 日																													
		計																円													

(預かり保育料還付領収書)

取消届のとおり、 年 月分預かり保育料取消分として
円 を領収しました。

年 月 日

保護者氏名